はじめて介護保険サービスを利用するためのハンドブック

『いつまでも、あなたらしく』を支えるために

済生会唐津医療福祉センター

はじめに

介護保険制度は、住み慣れた地域で、いつまでも健やかに暮らせるよう、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送ることができるよう、社会全体で支えるためのしくみです。

介護保険サービスを利用される際に、このハンドブックをご活用ください。

「なでしこ」は済生会の紋章です。

目次

1. 介護保険サービスとは ･････････････ 4

2. 介護保険サービスを利用するには･･･ 5

3. 介護保険サービス利用までの流れ･･･ 6

4.介護老人保健施設まつら荘の紹介･･･10

5.介護保険サービスについて ･････････12

6. 済生会で提供しているサービス ･････13

自宅で受けるサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

訪問看護

訪問入浴

通所介護（デイサービス）

通所リハビリ（デイケア）

施設で受けるサービス

短期入所生活介護（ショートステイ）

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

1.介護保険サービスとは

どんなサービスなの？

答え：介護保険は、加齢や病気などにより自宅生活が難しくなった時に、住み慣れた地域で安心して生活できるようにつくられた制度です。介護する方の介護負担を軽減する目的にも利用できます。

誰でも利用できるの？

答え：65歳以上であれば病名を問わず、介護や日常生活の支援が必要となった際に利用できます。
40～64歳の方は老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要となった際に利用できます。40歳未満の方は利用できません。

老化が原因とされる病気（特定疾病）

①がん（がん末期）　②関節リウマチ　③筋委縮性側索硬化症
④後縦靱帯骨化症　⑤骨折を伴う骨粗鬆症
⑥初老期における認知症
⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
⑧脊髄小脳変性症　⑨脊柱管狭窄症　⑩早老症　⑪多系統萎縮症
⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、および糖尿病性網膜症
⑬脳血管疾患　⑭閉塞性動脈硬化症　⑮慢性閉塞性肺疾患
⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

保険料は納めているけど、すぐに利用できる？

答え：保険料を納めているだけでは、サービスは利用できません。まずは介護保険申請（要介護認定の申請）を行い、要介護認定を受けましょう。

保険証があるだけ

保険料を納めているだけではダメ!!

どこに相談したらいいの？

→ 次のページをご覧ください。

2.介護保険サービスを利用するには

介護保険サービスを利用するには、要介護認定の申請が必要です。済生会病院では、手続きについてのご相談を医療福祉相談室にて承ります。お気軽にご相談ください。

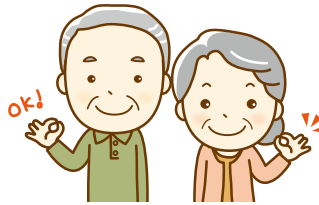

《相談窓口は2階の図書室となりです》

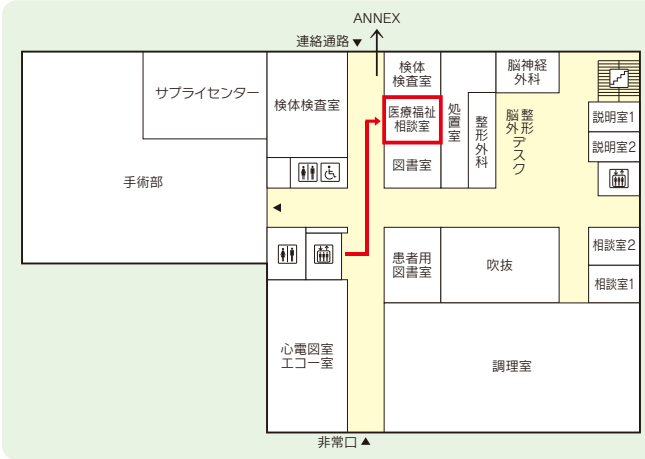

医療福祉相談室では、介護保険をはじめ医療・福祉・介護に関するさまざまなご相談をお受けしています。

国家資格である社会福祉士の資格を持った医療ソーシャルワーカーが、ご本人・ご家族のご希望をうかがい、必要なサービスや施設などの情報や、介護保険申請の手続きについてご説明します。

3.介護保険サービス利用までの流れ

①要介護認定の申請

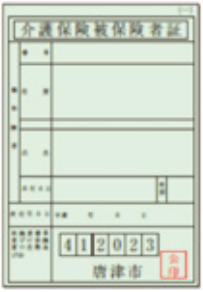

市役所・支所の高齢者支援課・住民福祉課の窓口で申請します。申請に行くのが難しい方は、代行の申請も可能ですので、ご相談ください。

《必要なもの》
①介護保険被保険者証
②健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）
③マイナンバー（個人番号わかるもの）
④かかりつけ医（主治医）の医療機関名と医師名の控え

②認定調査

市役所から認定調査員が自宅または病院を訪問し、聞き取りなどの調査が行われます。

③審査・判定

認定調査の結果などをもとに、市役所の介護認定審査会で介護度が決まります。

④認定結果の通知

介護度の記載された介護保険証と、負担割合証（1・2・3割）が郵送されます。介護度をご確認ください。

非該当
要支援1・要支援2
要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5

自宅でサービス利用
7ページ⑤へ

施設入所を希望
8ページ⑤へ

ご自宅でサービス利用の場合

⑤ケアマネジャー（介護支援専門員）との面接

ケアマネジャーが所属する居宅介護支援事業所を選び、面接をしていただきます。利用したいサービス内容を話し合い、ケアプランが作成されます。

ご家族の同席が必要

あなたの身近なパートナー

ケアマネジャーとは、利用者の方やご家族の相談に応じ、介護保険サービス利用のための助言・ケアプラン作成・サービス事業者との連絡調整を行う担当者です。

済生会指定居宅介護支援事業所10名のケアマネジャーが在籍しています。

介護度	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

（※令和3年度現在）

介護度別に限度額が設定されており、通常1割もしくは2割、3割の自己負担となります。（世帯収入により異なる）

左表にある限度額を超えてサービスを利用すると、限度額を超えた分は10割負担となります。

ポイント

限度額内でサービスが利用できるよう、ケアマネジャーと打ち合わせを行います。

⑥サービス事業者との契約

サービスを提供する事業者との契約を行います。

⑦サービス利用開始

施設入所をご希望の場合

⑤施設見学・申込み

ご家族の同席が必要

ご本人・ご家族で施設を見学し、入所の申込みをしていただきます。

介護老人保健施設 **まつら荘**
担当：支援相談員

⑥施設からの状態確認

施設職員が入所を希望される方ご自身の病状や生活状況を確認します。

⑦入所判定

施設での受け入れが可能か、判定が行われます。

⑧施設入所

一般的な料金システム

※食費・居住費は、収入により、負担限度額の減免が受けれる場合があります。

サービス費の1割もしくは2割、3割 ＋ 食費＋居住費 ＋ 日用品費

かかる施設利用の費用について

要介護状態区分１～５までおおよそ介護費用３万円程度に加え、食費・居住費等がかかります。

※注意：介護割合負担証が２～３割の方はさらに割増負担があります。

負担を少しでも軽減するために、①と②の手続きが必要です。

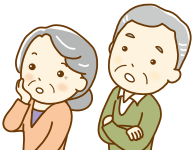

❶介護負担割合証（介護費用）とは

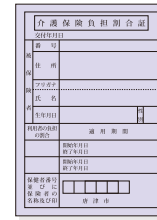
介護保険負担割合証

交付年月日

被保険者

番号

住所

フリガナ

氏名

生年月日　年　月

利用負担の割合（%）

適用期間

期間年月日 自／年月日

期間年月日 至／年月日

保険者番号 および 保険者の名称及び印

唐津市

介護保険のサービスの利用者負担は原則１割ですが、所得によって異なる場合があります。

・第１号被保険者（65歳以上）は、所得に応じて利用者負担１割、２割、３割
・第２号被保険者（65歳未満）は、利用者負担一律１割

❷介護負担限度額認定証（食費・居住費）とは

介護保険負担限度額認定証

交付年月日

被保険者

番号

住所

フリガナ

氏名

生年月日　年　月

認定年月日

有効期限

食費の負担限度額　円 円

居住費（滞在費）の負担限度額　ユニット型個室　円 ユニット型個室以外の従来型個室　円 従来型個室（特養等）　円 従来型個室（療養・老人ホーム）　円

保険者番号 および 保険者の名称及び印

唐津市

介護保険負担限度額認定証は、生活保護世帯や住民税非課税世帯の方が、施設サービスを利用する際の食費や居住費（滞在費）の負担を軽減するものです。

利用者負担段階			居住費等			食費	
			ユニット型個室	ユニット型個室・従来型個室	多床室	施設入所	短期入所
第1段階	住民税非課税世帯	老齢福祉年金受給者、生活保護世帯	820円	490円	0円	300円	
第2段階	住民税非課税世帯	合計所得金額＋年金収入が80万円以下			370円	390円	600円
第3段階①	住民税非課税世帯	合計所得金額＋年金収入が80万円超120万以下	1,310円			650円	650円
第3段階②	住民税非課税世帯	合計所得金額＋年金収入が120万超					1,000円
4段階	住民税課税世帯		2,006円	1,668円		1,360円	1,300円

住民税非課税世帯であっても、
・世帯分離している配偶者が住民税課税者の場合
・預貯金額が下記のように一定額を超える世帯
は、負担軽減対象とはなりません。　（令和３年８月時点）

第１段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
第２段階：単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
第３段階①：単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
第３段階②：単身500万円、夫婦1,550万円を超える場合

預貯蓄額が利用負担に影響します

4.介護老人保健施設まつら荘の紹介

病院に併設しており、病気で不安がある方も安心して生活できる施設

介護保険を申請された方が気軽に利用できる施設です。施設を利用しようか迷われたら、まずは気軽にご相談ください。

まつら荘の主な3つの特徴

①リハビリで身体機能の維持・向上を目指す
②ご家族様の介護負担の軽減を図る
③介護についての知識と介護技術を学べる

まつら荘の上手な活用方法

活用方法①

理学療法士や作業療法士などの専門職からリハビリを受けることができます。

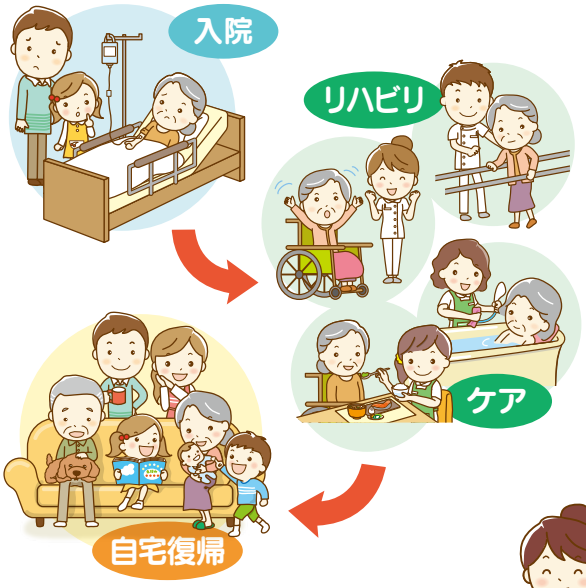

※病院と比較すると実施時間や実施回数に制約があります

活用方法②

まつら荘が提供するサービスで患者様の身体機能維持だけでなく、ご家族様の介護負担軽減を目指します。

3つのサービス　入所　短期入所　通所リハビリ

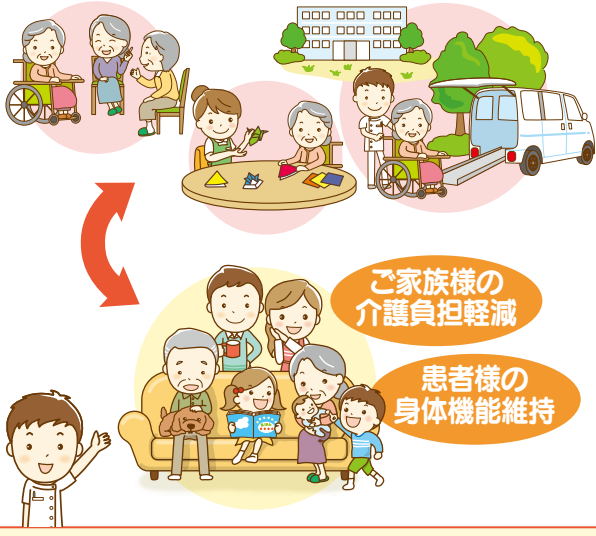

活用方法③

在宅で介護に関する知識と介護技術を学ぶことができます。

5.介護保険サービスについて

介護保険サービス

自宅で受けるサービス

職員が訪問するサービス

訪問介護（ホームヘルプ）
訪問看護
訪問入浴介護
訪問リハビリ
居宅療養管理指導

日帰りで受けるサービス

通所介護（デイサービス）
通所リハビリ（デイケア）
小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護

自宅の環境を整えるサービス

福祉用具貸与 レンタル費用を一部負担します

（要介護度は問わない）… 工事を伴わない手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖
（要介護２以上）… 車椅子・車椅子付属品、特殊寝台・付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊探知機、移動用リフト
（要介護４以上）… 自動排泄処理装置（尿のみを吸収するものは除く）

特定福祉用具販売

都道府県等の指定業者より購入した用具費用一部を払い戻しされます

腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具

後日申請が必要!!

住宅改修費支給

手すり設置・段差解消・滑りの防止・引き戸・洋式便座の改修工事費を支給されます

事前申請が必要!!

施設で受けるサービス

一時的に施設を利用するサービス

短期入所生活介護（ショートステイ）
短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

施設に入所して受けるサービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
介護老人保健施設
介護療養型医療施設（療養病床等）
特定施設入居者生活介護
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

6.済生会で提供しているサービス

自宅で受けるサービス

訪問介護（ホームヘルプ） さいせい

ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事・入浴・排泄などの介助、調理・洗濯・掃除・通院などの日常生活の支援を行います。

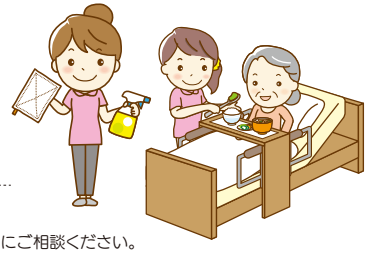

お問い合わせ先

(0955)74-3201

ご利用の際は事前にケアマネジャーにご相談ください。

訪問看護 なでしこ

介護保険未申請の方は

医療保険でも利用可

看護師が自宅を訪問し、療養上の世話や医療処置などを行います。

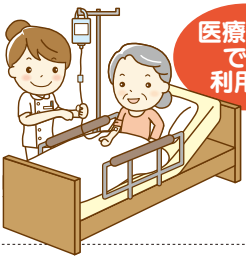

お問い合わせ先

(0955)73-3178 ご利用の際は事前にケアマネジャーにご相談ください。

訪問入浴 寿楽荘

介護士・看護師が移動入浴車で自宅を訪問し、入浴の介助を行います。

お問い合わせ先

(0955)70-1700

ご利用の際は事前にケアマネジャーにご相談ください。

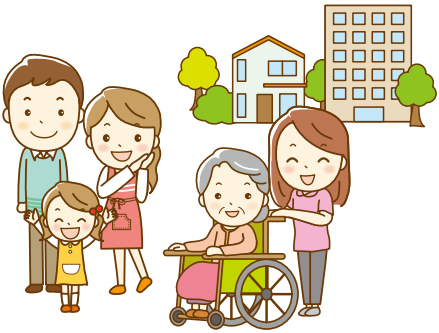

自宅で受けるサービス

通所介護（デイサービス） 寿楽荘

施設に通い、食事・入浴・排泄などの支援や、機能訓練などを日帰りで行います（希望により送迎も可）。

お問い合わせ先

(0955)70-1700 ご利用の際は事前にケアマネジャーにご相談ください。

通所リハビリ（デイケア） まつら荘

施設に通い、食事・入浴・排泄などの介護や、リハビリを日帰りで行います（希望により送迎も可）。

お問い合わせ先

(0955)74-3138 ご利用の際は事前にケアマネジャーにご相談ください。

施設で受けるサービス

短期入所生活介護（ショートステイ） めずら荘
短期入所療養介護（医療型ショートステイ） まつら荘

一時的に施設に入所し、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

お問い合わせ先

(0955)73-0988 めずら荘 **(0955)74-3138** まつら荘

ご利用の際は事前にケアマネジャーにご相談ください。

介護老人保健施設 まつら荘

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリや介護を提供します。要介護1以上の人が入所可能です。

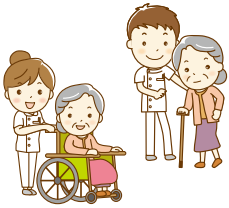

お問い合わせ先

(0955)74-3138

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） めずら荘

常時介護が必要で、自宅での生活が困難な人が入所し、日常生活上の支援や介護を提供します。

要介護3以上の人が入所可能です。

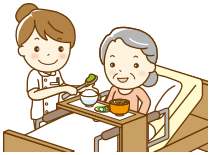

お問い合わせ先

(0955)73-0988

医療福祉相談室では、
介護保険申請や介護保険サービスに関する
ご相談を受け付けています。

ご自宅での生活や介護でお困りのことなど
ありましたら、お気軽にご相談ください。

お問い合わせは、

済生会唐津病院 医療福祉相談室 検索

医療福祉相談室

済生会唐津病院 医療福祉相談室

〒847-0852 唐津市元旗町817

TEL.(0955)73-3175(代表)

24時間相談窓口 済生会ほっとライン

フリーダイヤル **0120-733-802**(通話料無料)

2022.8 Ver.2